平成２７年（フ）第５３８号
大阪市天王寺区上本町５丁目４番11―304号
債務者　伊藤　敦規
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２５３号
大阪市都島区都島本通４丁目３番23―408号
債務者　横内　広幸
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３９３号
横浜市緑区寺山町745番地12　ダイアパレス中山第２―406号、住民票上の住所横浜市都筑区荏田南３丁目24番23号
債務者　釣川　貴之（旧姓比留川）
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９５号
神奈川県海老名市社家185番地　中田ビル202
債務者　岩瀬　正司
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４９７号
神奈川県大和市中央林間３丁目１番13号　ベルメゾン中央林間303号
債務者　藤岡　広市
1　決定年月日時　平成27年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２６年（フ）第５６３号
静岡県焼津市小柳津48番地の１
破産者　株式会社今澤工務店
1　決定年月日　平成27年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６８６号
熊本県上益城郡益城町田原352番、商業登記簿上の本店所在地熊本市東区長嶺南６丁目24番20号
破産者　有限会社上村商事
1　決定年月日　平成27年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５６８号
東京都足立区入谷２丁目11番６号フラッツ斉藤102、破産手続開始決定時の住所東京都青梅市河辺町４丁目17番地の２コスモ河辺リバーサイド104
破産者　倉持　　茂
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１６０号
岐阜県大垣市島里２丁目78番地
破産者　共栄土木建築株式会社
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第４５５号
静岡県三島市安久206番地の１
破産者　有限会社直久
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
香川県高松市松島町３丁目８番31号
破産者　中西木材株式会社
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第５６４号
静岡県焼津市小浜1029番地の２
破産者　今澤　敬子
1　決定年月日　平成27年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２号
静岡市駿河区有明町11番４号　有東改良団地４号棟９号
破産者　佐塚　安夫
1　決定年月日　平成27年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６８７号
熊本県上益城郡益城町大字田原352番地
破産者　上村　昭二
1　決定年月日　平成27年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６８８号
熊本県上益城郡益城町大字田原352番地
破産者　上村　昭寿
1　決定年月日　平成27年４月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１６号
静岡県湖西市新所4036番地の７
破産者　松本　倫孝
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
香川県高松市木太町5046番地４
破産者　小西　志郎
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４４号
高知市梅ノ辻８番22号、開始決定時の住所高知市高見町388番地１
破産者　弘井　　旭
1　決定年月日　平成27年４月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係